

仕様書

1 業務名

衣類の回収・リサイクルシステムの構築に係る検討業務

2 目的

現在、我が国において手放された衣類の7割が焼却処分されている現状を鑑みて、国がサステナブルファッションの取組を推進する中、本県においても自治体による効率的・効果的な衣類の回収を実施し、回収リサイクルシステムの構築を目指している。そこで、県及び市、株式会社ECOMMIT（以下、「県等」と言う。）により実施する衣類回収実証事業で、市町を越えた広域的な資源循環モデルを構築するため、CO₂削減効果やマスバランス、コストバランスの評価を行うとともに、市民への意識調査を実施する。

3 事業概要

(1) 対象市町

赤穂市

(2) 実証期間

令和8年11月2日（月）～令和9年2月1日（月）（3か月間）

(3) 回収場所

赤穂市内6カ所（別紙のとおり）

※既にPASSTOを導入している市内商業施設1カ所を含む

(4) 告知方法

本県及び市の広報媒体等を使って、実証期間中に継続的に行う。

(5) 回収方法

「PASSTO BY AKO」として、株式会社ECOMMIT提供の衣類回収ボックスを、(2)の期間中、回収場所に常設する。

(6) リサイクル方法

衣類を株式会社ECOMMITに発送し、株式会社ECOMMITが計量・選別した後、リユース（国内、海外）、リサイクル（反毛、自動車内装材、RDF等）を行う。

(7) データ収集

「4 データ収集」のとおり

4 データ収集（主に県が行う）

(1) 県民普及効果

協力者に対して、事業の普及効果等（告知の効果、認知度の変化、行動変容）を、QRコードを用いたオンライン調査又は紙によるアンケート調査により収集する。

(2) 回収量等

地点ごとに収集された衣類の点数又は重量、リユース又はリサイクルの割合を株式会社ECOMMITから提供を受ける。※市内商業施設を含む

5 委託業務の内容

(1) 回収場所の特性把握

3 (3) 回収場所の周辺環境や住民特性、利用者数等特性を施設管理者へのヒアリングやオープンデータ等から把握すること（現地調査の要否は委託先の判断とする）

(2) 他自治体等へのヒアリング

西播磨地域で株式会社ECOMMITと連携協定を締結した太子町を始めとする他自治体に対して、衣類の回収・リユースの実施の方向性や経緯、今後の見通しについてヒアリングすること。

既に同市内でPASSTOを導入している商業施設に対して、導入の経緯や実績、今後の見通し等についてヒアリングすること。

(3) 意識調査

県が作成するアンケート内容について、助言を行うこと。

また、県から提供された4 (1) の結果を集計すること。

(4) 検討業務

(1)～(3) 及び県が提供する4 (1)～(2) のデータを用いて、次の項目について検討すること。

①回収量推計

実回収量、推計協力人数、市人口等のデータから、市町回収を実施した際の数量を推定する。

②コスト、CO₂排出削減量

回収量とリユース率から、衣類のリユース及びリサイクル実施によるコスト、CO₂排出削減量を試算する。

③普及効果

オンライン調査の結果を踏まえて、期間中の県民意識の変化を検討する。

(4) 課題分析及び事業の効果

課題を抽出・分析するとともに、回収量の変動や市民の行動変容の効果を把握すること。

(5) 最適な回収方法の検討と経済性の評価

赤穂市域における回収量のさらなる向上を図るため、課題の解決方法を検討するとともに、回収量の変動によるCO₂削減効果やコストの評

価に加えて、他地域への展開も含めた検討を行うこと。

6 業務進行管理について

(1) 関係者の打ち合わせ

発注者及び関係者と「5 委託業務の内容」の詳細について確認を行うこと。

(2) 計画策定

「5 委託業務の内容」について、契約期間内に計画的かつ効率的に業務を進行できるよう計画を策定し、契約締結後 14 日以内に業務計画書を提出し、発注者と協議を行うこと。

(3) 進捗状況報告及び協議

委託期間中、業務の進捗にあわせて、随時、途中経過の報告を行うこと。また、発注者から業務進捗状況等の報告を求められた時は、速やかに報告すること。赤穂市、株式会社ECOMMIT、施設管理者等、関係者から求めがあれば、県の打ち合わせに参加すること（オンライン対応可）。

(4) 業務報告書及び納期

① 業務報告書

業務報告書（A4） 2部（電子データ格納CD-R 1枚）

② 納期

令和9年3月25日（木）

7 報告書の作成

本業務で実施した内容をまとめた報告書を作成し、A4版（図表等やむを得ない場合はA3版等も可）の書面にて1部、CD-R等の電子媒体にて1部提出すること

8 契約期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

9 納入場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館2階
兵庫県環境部環境整備課

10 その他留意事項

(1) 著作権等の取扱い

①成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所

有権（以下「著作権等」という。）は兵庫県が有するものとする。

- ②成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（２）帳票類及びデータの取扱い

帳票類及びデータ引き渡し及び受け渡しは、環境整備課において行う。

本業務で収集したデータ、委託者が引き渡すデータ及びデータを記した帳票類（以下「帳票類」という。）を取り扱う場所は、受託者が管理するデータ入力作業場所又はデータ保管場所（以下「データ入力作業場所等」という。）に限る。ただし、委託業務関係者が、感染症対策に伴う出勤抑制等によりテレワークを実施する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

※データ入力作業場所とは、データ入力作業のための機器等を常時設置し、技術者が実際にデータを取り扱う場所をいう。また、データ保管場所とは、委託業務関係者以外がデータにアクセスできないよう管理された保管場所をいう。

（３）契約書に定める事項の遵守及び機密保持

契約書に定める事項を遵守し、業務上知り得た内容及び秘密は、他に漏らしてはならない。

（４）別途協議

本仕様書に記載のない事項等、疑義のある場合は、別途協議し定めるものとする。

11 疑義の解決等

- （１）本仕様書に疑義が生じた場合は、原則として、甲の解釈によるものとする。
- （２）本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(別紙)

衣類の回収ボックス設置場所

番号	地点名
(1)	赤穂市役所
(2) ～ (4)	市内 3 公民館
(5)	市内大学
(6)	市内商業施設